

一般財団法人日本データ通信協会  
令和7年度事業計画  
(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

当協会は、昭和48年12月の創設以来、高度化し、多様化する情報通信ネットワーク社会において安心・安全なデータ通信を実現するために各種事業に取り組んできた。

この目的を達成するため、「情報通信分野における人材育成」と「情報通信セキュリティ対策」を2つの柱として実施してきており、令和7年度もこの方針に変更はない。

なお、令和6年度においては、総務省による国家試験手数料の改定などにより一定程度収支状況の改善が図られたほか、関係団体との連携・フィードバックによる制度改善や協会業務への反映に取り組んだ。あわせて、情報セキュリティを含めた業務実施環境の整備を進め、各部門における安定的な業務推進のため、関係企業・団体の協力も得つつ専門人材の確保に努めたところである。

## 1 情報通信分野における人材育成

### (1) 電気通信主任技術者試験及び工事担任者試験

当協会は、電気通信事業法に基づく指定試験機関として、試験問題及び解答にミスがないこと並びに厳正かつ公平、公正な試験執行を確保すべく試験業務を実施している。

令和6年度は、申請者の減少に伴う収入減に歯止めをかけるべく、8月1日から試験手数料の見直しを行った。

令和7年度についても引き続き厳正かつ公平、公正な試験執行に努め、国家試験運営に支障をきたさないことを前提に、申請者数の減少を踏まえ、利便性に影響を与えない範囲での高コスト会場の削減の検討を行う。

また、業務の効率化及び受験者の利便性向上を図る目的で令和5年度から開始した「受験票」及び「試験結果通知書」の電子的交付においては、当該試験の申請アカウントを識別できない事象が多発したことから、対策を講じる。

### (2) 電気通信主任技術者講習

令和7年度は第4期（令和6～8年度）の2年目となり、講習終了後3年以内の再講習者及び人事異動等で新たに選任された者が対象になることから380人程度の受講者を見込み、受付開始を6月とし、法令改正等を踏まえてテキストの追補版を提供する。

非対面講習を継続し、受講票・修了証の電子ファイル化、受講テキスト送付の外部委託により事業全体の収支改善を進める。

### (3) 工事担任者養成課程（eLPIT）

eラーニングによる「工事担任者養成課程eLPIT」は開講から20年目の節目を迎え、令和5年10月に更改したシステムの安定的な運用が図られていることから、令和7年度は受講生や教育担当者に向けた更なるサービス・学習コンテンツの充実や操作性等の利便性向上を図っていく。一方、更なる受講者数の拡大・収益増を目指し、「eLPIT」の優位性を訴求し、認知度を高めるような営業施策を積極的に推進する。

### (4) 情報通信エンジニア資格制度

令和7年度は、従来の5年及び10年連続更新者に対する「ゴールド」「プラチナ」資格者証の発行及び表彰状の授与に加え、15年連続更新者に表彰状の授与、20年連続更新者に「ダイヤモンド」資格者証の発行及び表彰状

の授与を新たに設け、更新継続者数の維持とモチベーションの向上を図っていくとともに、新規申込者拡大へ向けた広報・営業活動についてもあらゆる機会をとらえ行っていく。また、「スキルアップガイドライン委員会」を継続して開催し、資格取得者に対する認定・更新研修を充実させる。

## 2 情報通信セキュリティ対策

### (1) 迷惑メール送信適正化

迷惑メールは、従来からの広告宣伝メールとは異なる態様のものが引き続き見られ、依然として複雑かつ深刻化している状況にあり、近年は、その開封率が高いとされるSMSを用いた詐欺メールも増加している。

益々悪質化・巧妙化する迷惑メール・SMSの送信手法に対応するためには、利用者のデジタルリテラシーの一層の向上と防止技術の普及促進が重要な課題となっている。

令和7年度は、これらに対処すべく迷惑メール相談センターの業務運営態勢の維持改善を図りながら、様々なステークホルダーとの一層の連携の下、「リテラシー向上と防止技術普及に向けた情報発信の充実」「迷惑メール対策の効果的推進に向けた関係組織等との連携」「迷惑メール・SMSに関する情報収集及び情報提供」「特定電子メールの送信の適正化等に関する調査」を継続する。

### (2) トラストサービスセンター

令和7年度は、時刻認証業務総務大臣認定制度における指定調査機関としての調査業務を継続するとともに、調査業務の効率化に資する議論を推進する。また、運用開始が見込まれるeシールの総務大臣認定制度については、指定調査機関として制度運用に貢献することを視野に、早急に評価ツールの準備等に取り組んでいく。

### (3) 電気通信分野における個人情報保護

令和7年度は、個人情報保護法に基づく認定個人情報保護団体として、会員事業者向けに個人情報の適正な取扱いに係る情報提供を継続する。

具体的には、全国の総務省総合通信局の協力を得て「個人情報保護法説明会」を開催し、個人情報保護法を取り巻く最新動向を踏まえた情報の提供及び新規対象事業者の獲得を図る。さらに、個人情報保護委員会や関係省庁と連携し、苦情・相談を迅速かつ適切に処理し、電気通信分野での個人情報取扱いに係る活動の推進を図る。

#### (4) プライバシーマーク付与認定

令和5年に改正された J I S Q 15001 に連動して令和6年10月に改訂された新「構築・運用指針」に対応した審査体制の定着を図るとともに、引き続きプライバシーマーク審査活動を着実に実施していく。

令和7年度は、個人情報保護法の改正の有無を見極め、必要に応じて更新申請事業者向けセミナーや新制度移行時の注意点や最新のセキュリティ動向を紹介するセミナーを計画する。

また、令和6年3月の指定審査機関更新審査での指摘事項に対する是正措置の確実な実行と、令和8年3月に実施される次回審査に向けた準備を進めつつ、並行してセキュリティ対策強化の着実な実行を進める。

### 3 企画広報活動

情報通信分野の次世代を担う若手（学生や企業を含む）に積極的に資格の重要性・魅力・価値の周知広報をすすめ、情報通信分野の人材育成を促進する。

#### (1) 学校、企業への資格の周知広報

各地域の広報専門役を活用し、学校、企業への個別訪問による周知広報を行う。学校向けには、熱心に資格指導されている先生へのヒアリング及び支援を行い、情報通信人材教育研究会プラットフォームの紹介等資格指導に有益な情報発信を進める。企業向けには、関係機関との連携による資格取得の魅力を訴求し、実務経歴の活用方法等各社の状況に応じた周知広報を行う。また、トップセールスによる関係者への働きかけを行うとともに、企業の資格保有者インタビュー記事の作成や、生徒が企業の設備を見学する機会を設ける等、企業と学校の連携促進を図る。

#### (2) 協会会員企業への情報提供

総務省及び総合通信局等から発信される情報や協会の活動状況等のうち、会員企業にとって有益と考えられる情報を会員企業へ提供する。